

砂川市訓令第11号

令和4年3月29日

砂川市飲食店第三者認証取得促進給付金支給要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 善 岡 雅 文

(別 紙)

砂川市飲食店第三者認証取得促進給付金支給要綱の一部を改正する訓令

砂川市飲食店第三者認証取得促進給付金支給要綱（令和4年訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中「31日」を「令和5年1月31日」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年3月29日から施行する。